

令和2年8月11日
大阪府教育庁教育振興室
支援教育課

関係事業者 各位

府立学校医療的ケア通学支援事業について（お願い）

日頃は、大阪府教育行政の推進にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、教育庁では令和2年度から通学途上に医療的ケアが必要なため通学困難な状態等となっている児童生徒を対象に、府立学校医療的ケア通学支援事業を実施することとしています。

本事業は、介護タクシー事業者等の車両に看護師または介護職員が同乗し医療的ケアを実施することにより通学を可能にするものであり、9月の開始を予定しているものです。

また、本事業における車両内での医療的ケアの実施については、児童生徒の日頃の健康状態や医療的ケアの内容等への十分な理解が求められることなどから、児童生徒が日頃から利用している訪問看護や放課後等デイサービスなどの看護師や介護職員が携わることで、より一層の安全面の確保等を図ることとしたいと考えており、今後、児童生徒の保護者から本事業の利用に係る相談がよせられることとなると思われます。

事業者各位におかれては、本事業の受託の可否等について、慎重にご判断いただければと考えておりますが、本事業について、不明な点などがあれば、下記担当あて、ご質問等いただけますと、幸甚です。

当初、8月上旬に各事業者の関係団体等を通じた本事業の説明会の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況等により、日程の再調整を行っているところです。今月中には、同説明会または説明会に代わる方法での改めての周知をさせていただく予定です。取り急ぎ、このような形の周知にて、大変恐縮と存じますが、引き続き、何卒、宜しく願い申し上げます。

【問合せ窓口】

教育振興室 支援教育課 生徒支援グループ

木下（事業全般に関すること）

田中（契約に関すること）

電 話：06-6941-0618（直通）